

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		新座市地区まちづくり計画の認定
根拠法令及び条項		新座市地区まちづくり推進条例第13条第1項 協議会は、前条に規定する手続を経て、規則で定めるところにより、地区まちづくり計画の案について地区住民の同意が得られたときは、市長に対し、規則で定める図書を添えて、地区まちづくり計画の認定を申請することができる。
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	審	新座市地区まちづくり推進条例施行規則第14条第1項 協議会は、条例第13条第1項の規定により地区まちづくり計画の認定を申請しようとするときは、新座市地区まちづくり計画認定申請書を市長に提出しなければならない。
	査	新座市地区まちづくり推進条例第13条第2項、第3項 2 市長は、前項の規定による申請があった地区まちづくり計画の案について、規則で定める事項を審査の上、地区まちづくり計画として認定することができる。 3 市長は、前項の規定による認定を行うときは、あらかじめ、規則で定める事項について審議会の意見を聴くことができる。
基準	基	新座市地区まちづくり推進条例施行規則第15条 条例第13条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) まちづくり基本計画及び市の施策並びに既に認定を受けている地区まちづくり計画との整合性に関する事項 (2) 地区住民の合意形成に関する事項 (3) 実現可能性に関する事項 (4) 地区まちづくり計画の案が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
	準	基準 (未設定の場合はその理由)

	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （ 未 設 定 の 場 合 は そ の 理 由 ）	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）